

議会せきがはら

第

157

号



新たな地域ブランドをめざして

玉倉部（たまくらべ）そばの会が関ヶ原鍾乳洞内にて地元そば粉を使った本格手打ちそばの販売をスタートさせました。

4月29日

2頁 ◆平成28年度 予算決まる ～第1回議会定例会～

6～11頁 ◆よりよい町政へ 一般質問

12頁 ◆議会活動日誌

総額 91億4,657万8千円 (前年度比 1.9%減)

一般会計 36億9,980万円 (前年度比1.1%減)

特別会計 26億5,960万円 (前年度比0.1%減)

企業会計 27億8,717万8千円 (前年度比4.6%減)

平成28年度一般会計歳入歳出予算

歳入

町税	12億8,600万円
地方譲与税	3,450万円
交付金	1億7,550万円
地方交付税	10億円
分担金及び負担金	2,090万円
使用料及び手数料	9,280万円
国庫支出金	2億4,650万円
県支出金	2億5,430万円
財産収入	90万円
寄附金	50万円
繰入金	2億6,000万円
繰越金	7,000万円
諸収入	2,750万円
町債	2億3,040万円
合 計	36億9,980万円

歳出

議会費	5,290万円
総務費	4億4,250万円
民生費	9億2,460万円
衛生費	6億2,970万円
労働費	440万円
農林水産費	1億4,380万円
商工費	1億2,360万円
土木費	4億3,920万円
消防費	1億5,020万円
教育費	4億2,990万円
公債費	3億4,900万円
予備費	1,000万円
合 計	36億9,980万円

平成28年第1回関ヶ原町議会定例会は、3月8日(火)に招集され、3月18日(金)までの11日間、人事案件、補正予算、町長提出の条例、新年度予算など重要案件の審議を行い、原案通り可決されました。また、一般質問は4人の議員により行われました。

主な事業

■県防災情報通信整備事業

1,187万1千円

県防災システムの老朽化に伴い、地上系・衛星系・移動系の三層を一体的に今年度より2カ年計画で県が整備します。

■福祉医療費助成事業

乳幼児等医療の受給資格者の所得制限を撤廃し、中学3年生までの医療費を助成します。

■不妊治療費助成事業

夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業

業に続き、一般不妊治療費の助成も行います。

■旧北小学校利用計画策定事業

600万円

旧北小学校校舎について、今後の再整備及び利活用計画を策定するものです。

■空き家改修等補助事業

町の空き家・空き家バンクに登録されている空き家のリフォームについて、一定額内で補助するものです。

■史跡整備事業

9,434万8千円

決戦地及び石田三成陣地の整備工事を行います。内容は、笹尾山展望スペース及び散策路の改修、旧北小学校グラウンド内のバックネットや遊具の撤去などを行います。

○地方創生加速化交付金事業など

平成27年度一般会計補正予算（第9号）

1億887万1千円を追加

○4名の議員が町政に質問

報告・承認

☆損害賠償額決定の専決処分の報告

☆一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認

昨年、町内団体に貸し出したマイクロバスが物損事故を起こしたため、損害賠償額の報告を受けるもの。それに伴う修繕費6千円を追加したことの報告を受け、承認した。

☆税条例一部改正の一部改正の専決処分の承認

平成27年12月議会定例会にて一部改正した税条例の個人番号記載書類の規定内容を再度一部改正するもの。

人事関係

☆人権擁護委員の推薦

星津 英昭氏（大字玉）

の任期満了に伴い、後任に

坂東 増美氏（大字関ヶ原）

が推薦され、適任である旨

答申した。

☆固定資産評価審査委員会委員の選任

松井 信夫氏（大字今須）

の任期満了に伴い、後任に谷口 功氏（大字関ヶ原）が選任され、同意した。

予算関係

☆玉農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更

使用料の収入不足に伴い、一般会計からの繰入金を変更するもの。

変更前 1,208万9千円

変更後 1,229万9千円

☆今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更

人件費の増額に伴い、一般会計からの繰入金を変更するもの。

変更前 2,445万3千円

変更後 2,456万2千円

☆公共下水道事業特別会計への繰入金の変更

建設費の減額に伴い、一

般会計からの繰入金を変更するもの。

変更前 2億935万9千円

変更後 2億503万8千円

☆一般会計補正予算（第8号）

事業の執行状況による不用額の減額、税収の見込み、補助金それぞれの決定による減額に伴い、総額1億1,157万3千円を削減するもの。

☆一般会計補正予算（第9号）

地方創生加速化交付金による地域活性化事業等及びマイナンバー制度に伴うセキュリティ強化対策事業などの増額に伴い、総額

1億887万1千円を追加

するもの。

次ページ参照

☆国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

一般被保険者の保険給付費の増額に伴い、総額836万7千円を追加する

もの。

☆介護保険特別会計補正予算（第3号）

居宅介護サービス費の増額及び施設サービス費の減額に伴い、総額348万9千円を追加するもの。

☆玉農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

使用料の収入不足見込みのため、一般会計からの繰入れと財源更生を行うもの。

☆今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

基金利息及び人件費の増額に伴い、総額12万8千円を追加するもの。

☆公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

幹線管渠及び面整備管渠工事の事業量の減少に伴い、総額503万2千円を削減するもの。

☆水道事業会計補正予算
(第3号)

受託工事費、企業債の借り入れについての減額を内容とするもの。

☆病院事業会計補正予算
(第2号)

補助事業の確定及び未実施による補助金の減額、医療器械購入額等の確定による建設改良費の減額を内容とするもの。

条 例 関 係

☆議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づき、議会議員の期末手当率の改正を行うもの。

☆常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づき、常勤の特別職の期末手当率の改正を行うもの。

平成27年度一般会計補正予算(第9号)主要内容

歳 出

- ・情報セキュリティ強化対策事業 2,318万1千円
- ・西美濃地域移住定住促進PR事業 300万円
- ・「今須杉」ブランド化による地域活性化事業 1,415万円
- ・国内・海外観光プロモーション事業 500万円
- ・地域連携による養老鉄道と近隣観光地の活性化事業 2,037万円
- ・「天下取り」ブランド構築事業 4,017万円

歳 入

- ・地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金 560万円
- ・地方創生加速化交付金 8,200万円

改正を行うもの。

☆職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づき、平成27年度分を平均0.4%引き上げる一般行政職等全員の給与と表の改正、勤勉手当率の改正、地方公務員法の改正による級別基準職務表の規定、行政不服審査法の改正に伴う法律名称及び引用条項の改正を行うもの。

☆病院事業の設置等に関する条例の一部改正

病棟数及び診療科の減少により、病床数及び診療科を変更するもの。

☆行政不服審査会条例の制定

行政不服審査法の改正により、審査庁の採決の際には、第三者機関に諮問することが義務づけられたため、行政不服審査会を設置する条例を制定するもの。

☆行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

行政不服審査法の改正に伴い、情報公開条例、個人情報保護条例、町営土地改良事業分担金賦課徴収に関する条例の一部を改正するもの。

☆固定資産評価審査委員会条例の一部改正

行政不服審査法及び同施行令の改正に伴い、審査の申し出、手続きについて所要の改正を行うもの。

☆行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定

行政不服審査法の改正により、申立人が処分庁から審査庁に審査された書類等について、写しの交付を求めることが可能となったため、手数料を規定する条例を制定するもの。

☆職員定数条例の一部改正

関ヶ原病院の病棟数及び診療科の減少により定数を減らすもの。

☆職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

一般行政職の給与に関する法律等の改正により、勤務時間の割振りの特例であるフレックスタイム制について規定するもの。

☆人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

地方公務員法の改正に伴い、「勤務成績の評定」を「人事評価」に字句を改正すると共に、行政不服審査法の改正に伴い、「不服申立て」を「審査請求」に字句を改正するもの。

☆議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

厚生年金への一元化に伴う地方公務員災害補償法施行令の改正により、補償額を他の法令による給付と調整する調整率の改正を行うもの。

☆職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正

やぎ工房maymayi廃止に伴い、店長手当を削除するもの。

☆債権管理条例の制定

主な私債権である水道料金、町営住宅使用料、関ヶ原病院の診療費及び奨学金について、債権の放棄を含めた適正な債権管理について規定するもの。

☆体育館条例の一部改正

旧北小学校体育館の取り壊しに伴い、北部体育館の名称等を削除するもの。

☆福祉医療費助成に関する条例の一部改正

乳幼児等医療費の受給資格者の所得による制限を廃止するもの。

☆廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

ビニール・プラスチックごみ類をプラスチック製容器包装として収集方法の変更を行うため所要の改正を行うもの。

☆国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の賦課限度額及び減額対象所得基準の引き上げを行うもの。

☆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

省令基準の改正により、地域密着型通所介護の基準の追加や認知症対応型通所介護事業所への運営推進会議を義務づけるなど所要の改正を行うもの。

☆指定地域密着型介護予防

サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

省令基準の改正に伴い、認知症対応型通所介護事業所への運営推進会議を義務づけ、所要の改正を行うもの。

☆消防団員等公務災害補償条例の一部改正

行政不服審査法の改正に伴う字句の改正と、非常勤消防団員等の損害補償の基準を定める政令の改正により、補償の額を他の法令による給付と調整する調整率の改正を行うもの。

☆大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の変更協議

行政不服審査法の改正に伴い、「不服申立て」を「審査請求」に字句を改正するもの。

その他

☆工事請負契約の変更

設計変更に伴い、公共下水道事業面整備工事(天満・柴井北工区)の契約を変更するもの。

変更前 5,616万円
変更後 5,721万7,320円

☆指定管理者の指定

関ヶ原町老人福祉センター、さくらんぼの家の管理期間満了により、平成28年4月1日から5年間、引き続き社会福祉法人関ヶ原町社会福祉協議会を指定するもの。

関ヶ原小学校6年生が 定例会を傍聴

3月8日(火)の議会定例会初日に、関ヶ原小学校6年生が本会議を傍聴しました。政治のしくみを学ぶ社会科の授業の一貫として議会を訪れ、議案の提案説明や質疑を傍聴席で見学しました。真剣な表情でメモを取る児童の姿が印象的でした。



よりよい町政へ 一般質問 Q & A

第1回議会定例会 質問者

田中	由紀子	議員
楠	達男	議員
谷口	輝男	議員
川瀬	方彦	議員



田中 由紀子 議員

質問 1

幼保一元化と保育
園の体制について

問

町は幼保一元化を検討されているが、私は今須保育園方式で行うべきと考えており、幼保一元化には反対の立場である。現状での経過、実施形態、実施予定時期を伺う。また幼保一元化に伴い、保育園の統合も視野に入れているのか。

定の経験年数を経過すれば、正規の保育士に引き上げられるシステムを作るべきと思うが、町長の考えを伺う。

答〔町長〕

幼保一元化については、教育委員会と住民課で検討を重ねており、平成29年4月から認定こども園として運営していく方向で進めている。幼稚園を無くし、0歳から就学前の児童を受け入れ、平成28年度中には住民へ説明を行い、改修など必要となる場合、補正予算で対応する予定である。現段階で保育園を統合することは考えていないが、将来的に考える時期が来るのではないかと考えている。

非正規の保育士採用が減少すると思われる、非正規を正規に引き上げる予定はないが、賃金は毎年見直しを行い、是正している。

再質問

保育園の統合について、私は統合を急ぐべきでないと考える。統合すると児童数が増えるため、児童やその保護者と保育士とのコミュニケーション不足が生じ、送迎時間帯や行事の際の駐車場の確保、進道路路が通学路になっているところもあり、さらに危険になる。まずは安心して子育てができるよう少子化対策を推進すべきであり、幼保一元化にするとしても、これらの問題を解決する必要があるが、町長の考えを伺う。

答〔町長〕

保育園の統合は、子ども同士がふれあひながら育つ面もあり、大きな効果があると考ええる。また、統合しても保育士の配置基準を満たしていれば影響はないかと思うし、通

園の利便性の向上に関しても整備を図りながら万全を期していきたい。

再々質問

少子化による保育園の統合は、関ヶ原町にとっては大変な事態になると思う。もっと必死に少子化対策をする町の姿勢が必要であり、一時保育も少子化対策の一つであると思う。実施時期を明言していただきたい。

答〔町長〕

一時保育を恒常的にできるかという点と職員の確保という点が課題であり、今後も実施に向け努力をしていきたいと思っている。



質問2 古戦場グラウンドデザインについて

問

平成28年2月開催の関ヶ原古戦場グラウンドデザイン・フォーローアップ懇談会にて、関ヶ原古戦場ビジターセンター（仮称）の基本構想、基本計画案が示された。そこで次の点について伺う。

- ① 現歴史民俗資料館の位置づけが変わってしまったのではないか。
- ② ビジターセンター整備事業は県が行うのか。
- ③ ビジターセンターの維持管理、運営はどこが行うのか。
- また、町の負担はどのくらいを想定しているのか。
- ④ この事業が町民から理解を得るためには、十分な説明と目に見える形で町民が参加できる場を作ることが必要と思うが、いかがか。
- ⑤ 史跡地の公有化については、史跡関ヶ原古戦場活用

整備計画の中に示されているが、現実的に取り上げ、史跡地内の地権者には固定資産税の免除などができるのではないか。

答【町長】

- ① ビジターセンターの整備は、平成27年3月策定の関ヶ原古戦場グラウンドデザインの取組方針に位置づけられており、検討分科会を設置し、その中の議論を基に基本構想、基本計画を策定している。当初は歴史民俗資料館を増床し、一部を改装することとして考えていた。しかし、歴史民俗資料館は文化財保護環境として劣悪であることが判明し、建築躯体や設備の抜本的な改修が必要となった。よって当初の改修より、大規模な新築プラス歴史民俗資料館の小規模な改修に留める方に分があると分科会にて判断され、懇談会にて了承されて決めた。
- ② 県と町が協働で事業を推進

していくが、特に新館、展示の整備は、県が中心で事業を進めていく予定である。

- ③ 県と協議中であり、まだ決まっていない。
- ④ 事業推進を図る上で町民の協力が必要不可欠だと考えており、今後町民に説明会等を行っていきたいと考えている。また、イベントには出店の門戸を広げていきたい。
- ⑤ 史跡地の公有化は、整備の優先順位、利用計画、予算、地権者の意向を考慮しながら進めていかなければならない。固定資産税の免除は、指定地が広大で、現在様々な用途で使用されていることもあり、当面考えていない。

再質問

- ② 建設事業に対して町の負担はあるのか。
- ③ 維持管理は資料には町と県が折半となっているが、相当経費を要し、小さな町の財政では無理なのではない

か。

- ④ 説明会の実施は、基本計画ができた段階ですぐに行うべきではないか。同時にこの事業を利用して観光客と交流し、いかに観光客に消費してもらうか、町民のやりがいを創出することも必要である。イベントのテナントによる出店の募集、特産品開発に尽力する地域住民などと連携をすることなど具体的な施策も必要な観点ではないか。
- ⑤ 史跡地の公有化には問題が山積かと思うが、関ヶ原が注目される今、このチャンスを見逃すわけにはいかないとと思うが、いかがか。

答【町長】

- ② 設計は県であり、建設は県が主体となりやっていただけたらと思う。その他は、現在協議中である。
- ③ 協議中であり、明確な回答はできない。
- ④ 説明はある程度計画が固まらないとできないのではない

いかと思う。なるべく早い段階で説明の機会が持てるよう努力していきたい。出店等については今後考慮していきたい。

再々質問

- ⑤ 公有化した後の整備や維持が未定のままで公有化に踏み切ることはできない。
- ② 県に町の現状を伝えた上で、町の負担が少しでも軽減するよう願うが、町長の考えを伺う。
- ⑤ 史跡整備の方向性は整備計画に記されており、それに基つき何年かけて公有化を行うことはできると思うが、いかがか。
- ② 県が主体的に負担し行っていくことで基本的な話ではきているが、細部はまだ詰めていない。
- ⑤ 利用計画をきちんと立てた上で考えなければならぬ。その際には当然町の財政状況を勘案しなければならぬため、その辺りの兼

ね合いも考えていきたいと思う。

質問3 ふれあいバスの観光利用について

問 ふれあいバスに武將の絵が描かれ、魅力あるものになった。このバスを観光利用に利用すべきと思うが、町長の考えを伺う。



▲新しくなったふれあいバス

バスで増便する必要があると考えられる。ランドデザイン整備事業の完成後における入り込み客数を考慮に入れ、検討していきたいと考えている。

再質問

ふれあいバスとして利用のない日曜日に観光利用に利用してどうか。連休にも運行できるのではないかとと思うが、いかがか。

関ヶ原合戦祭りの際に巡回バスを運行してほしいという要望が出ており、検討していただきたいが、いかがか。

答〔町長〕

日曜日限定であれば運行は可能かと思う。運行ルートは検討しなければならないが、実験的に運行を試み、その上で今後の対応を考えたい。

平成28年度に限り、町内企業から巡回バスを提供したいと申し出があった。可能な限り町内を巡回し、イベントに来ていただける環境を整備したいと考えている。

答〔町長〕

観光用にふれあいバスを併用することは、町民の足の確保に不便が生じるため、別の



楠 達男 議員

質問1 平成28年度予算と事業推進について

問

①新年度重点施策は何か。関ヶ原町人口ビジョンにおける住民アンケートでは「少子化への危機感」の回答が多かった。新年度予算の中にアンケート結果はどのように反映されているのか。

②観光事業への投資に重点が置かれているが、住民サービスが低下しないよう努めるべきと思う。町長の考えを伺う。

③ランドデザイン事業を含む観光事業の予算約9,800万円に対する誘客及び事業者、商店等の地元への

の経済効果について検証しているのか。

④ビクターセンターと周辺施設の整備及び史跡地整備後の維持管理の運営主体、費用負担の方針を組み込んだ事業計画が必要と思うが、考え方を伺う。

⑤ランドデザイン事業の成否は、官民協働の取り組みができるかにかかっている。どのように進めていくのか、町長の考えを伺う。

また、ワークショップでの住民の意見や要望は、計画策定の中でどのように反映されているのか。

答〔町長〕

①新年度重点施策は、ランドデザイン事業である。新年度少子化対策事業としては、福祉医療費の乳幼児等医療受給資格者の所得制限の撤廃と、新規事業として一般不妊治療費助成制度を設けた。

②あらゆる事業を予算化するには限界がある。しかし、

必要最小限の住民サービスが低下しないよう努力している。

③経済効果の検証は計画立案中であり、今後、観光入り込み客数の推移などを基に進めていきたいと考えている。

④ビクターセンターと周辺施設の整備は、基本構想、基本計画を基に県と町が協働で事業を進める予定であり、管理運営は、県と協議中である。また、史跡整備後の維持管理等については、既に活動中の団体や自治体と話し合いながら、自主的な活動を支援できるような形で進めていきたいと考えている。

⑤ランドデザイン事業の推進には、住民の熱意と参加は欠かせない。住民参画の枠組みを構築していきたい。また、ワークショップでの意見は、史跡関ヶ原古戦場活用整備計画の中で整備方針や平成27年度実施

の徳川家康最後陣地整備工事の設計にも十分に反映している。

再質問

①人口対策も緊急の課題と認識しているが、今後の施策、町長の決意を伺う。土地を分譲したり、住宅建設を行ったり、それに伴う税制優遇措置を検討することも人口対策の一つとして実施すべきではないかと思うが、いかがか。また、町長は将来、町の人口を何人にしたいのか伺う。

③わかる範囲でこの1年間の来訪者数、経済効果を伺う。また、マンネリ化しているイベントの内容について、企画の再検討をお願いしたいが、町長の考えを伺う。それに当町は抜群の知名度があり、全国から応援していただくような仕組みの構築が必要であり、それを財源の一部にできるかと思うが、いかがか。

⑤現在、積極的に特産品開発

などに尽力する地域住民、グループに行政としての財政的な支援、アドバイスをお願いしたいが、町長の考えを伺う。また、事業を推進していく上で住民の意見や要望は非常に大事である。官民一体となったグラウンドデザイン事業になるよう住民の声を取り入れながら努力をお願いしたいが、いかがか。

答〔町長〕

①今後、地方創生交付金の事業を使って、移住対策に対する助成措置も盛り込めればと考えている。また民間デベロッパーに対する助成という形の宅地造成や税制措置も考えていく必要があると思う。

人口は、関ヶ原町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの中で2040年に5,800人と設定している。できるだけ転出者が減少するような方策を考えていかなければならない。

③グラウンドデザイン事業を打ち出してからには目に見えて観光客が増えていると実感している。本格的な観光シーズンに向け、今後も努力を惜しまず、経済効果が上がるようにしていきたいと思う。

イベントについては、今後いろいろな企画を考えていくようにしたい。なるべく町民が参加意欲を持ってもらえるような方向に持っていきたい。

イベントや何かを整備する目的に対してふるさと納税として応援していただくことは、検討する必要があると思う。多方面でふるさと納税が活用できればと思っている。

⑤どうしたら住民の参画がより積極的になるかということとは、今までも働きかけてきたが、十分ではないと認識している。今後も住民に意見をいただきながら探っていきたい。また、事業の

推進に伴い、住民の意見を無視することはせず、参考にして検討しているので御理解願いたい。

再々質問

人口対策について町長には将来の関ヶ原にもっと危機感を持っていただきたい。抽象的な努力、検討という言葉ではなく、具体的な事業を展開しないと人口は増加に転じないのである。もう一度町長の決意と考えを伺う。

最後に、平成28年12月に町長の任期が満了となるが、町長選挙に臨む考えがあるのか伺う。

答〔町長〕

人口対策については、全く動いていないわけではなく、成果として形になっていないのが現状である。住宅施策や移住施策をさらにPRし、考えを進める必要があると思っている。

それから町長選挙については、町長としての動きが十分にできたとは思っていない

が、自分がやりたいと思ったこと、やりかけていることはぜひ完遂させていきたいと考えている。皆さんの御支援がいただけるのであれば、引き続き担当し、成果を上げていきたいと思っている。

質問2

買い物弱者支援対策について

問

高齢化が加速する中、安心して暮らせるまちづくりを進める上で、買い物弱者支援対策は大きな課題である。

①買い物弱者支援対策における行政の役割をどのように考えているのか。

②町内への買い物や通院には、ふれあいバスの利便性を向上させることである。対策として民間バス会社への委託によるデマンド方式や運賃有料化も選択肢であるが、いかがか。

③昨年、社会福祉協議会が車による移動販売、町外の大

型ショッピングセンターへの

の買い物バスツアーを試行的に実施した。こうした取り組みには行政の支援も必要である。どのような支援ができるか伺う。

答〔町長〕

①企業、商店、住民と連携し、買い物難民の解消に向けた環境整備を進めていくことである。

②運賃収入のみで経費を賄うことは不可能であり、経費が高むと思われる。また、利用登録制のため利用者が限られる。個々のニーズに対する利便性の追求と小規模需要の対応にどれだけのコストをかけるべきかを検討しなければならぬ。

③NPOによる買い物支援が今後実施されるようになれば、費用の一部助成などを検討していきたいと思う。

再質問

①一番現実的な支援策として、移動手段を提供することだと思うが、町長の考え

を伺う。

②デマンド方式が難しいのであれば、ふれあいバスの増車、または停留所、運行ルートをきめ細かな設定にすれば、買い物弱者支援の助けになるのではないかと思うが、いかがか。

答〔町長〕

①非常に便利な方法であると思う。運行形態、行程、需要の具合を検討し、やっていただけたところがあれば、その運行に対し助成を考えたいと思う。

②今後デマンド方式とふれあいバスの増車による費用や効果を比較し、検証しなければならぬかと思う。町の財政事情を考慮し効果を求めるのであれば、ふれあいバスの増車のほうがやりやすいと思う。



質問 1

町総合計画の策定と財政運営に関する条例の制定について



谷口 輝男 議員

問

総合計画の基本である基本構想は議会の議決を経て定めることが義務づけられていたため、当町は第5次総合計画までは策定が行われていた。平成23年の地方自治法改正によりその規定が削除され、個々の判断で議会の議決を経て基本構想の策定を行うことができるようになった。現在は、第5次総合計画で掲げた基本目標と基本方向のみの記載のみで、基本構想があるだけで、基本計画、実施計画は未策定と思われる。これは自

治体の全ての計画の基本となるものであり、策定は不可欠だと思う。また今は、地方創生への取り組みも加わり、総合計画等策定における原則的なものとして中・長期財政計画は絶対必要と考える。懸案事項が山積する中で、今後の進め方を明確にするためにも基本計画、実施計画策定の実施について伺う。

また基本構想の策定と同時に新地方公会計制度導入に向けての長期財政計画の策定、議会へ報告する旨を規定した健全な財政運営に関する条例の制定について伺う。

答〔町長〕

平成27年10月、平成27年度から5カ年計画の関ヶ原町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した。この期間の施策はこれを尊重し、各種事業を進めていきたいと考えている。ただし、財政の健全化が最重要課題であることは十分認識しており、平成28年度策定予定の新公立病院改革プラ

ン、公共施設等総合管理計画を待って中・長期財源計画の策定も必要になると思われるため、まちづくり基本構想の見直しと併せて総合計画の策定を検討していきたいと考えている。

また、新地方公会計制度が確立していく中で、条例の制定が必要となれば取り組んでいきたいと思う。

再質問

関ヶ原町行政改革大綱が策定されつつある中、固定資産の台帳整備、公共施設整備等総合計画の策定、病院問題、グランドデザイン事業、これらを含めた事業の施策の振興を盛り込んだ中・長期的な実施計画を策定し、事業配分を考えてほしい。平成26年度の財政力指数は0.52であり、必要経費を算定した額に対し、税収が半分ほどしかない状態である。予想しがたい情勢の変化に対応し、安定した行財政運営を図るためにも、情報の共有を盛り込んだ

条例を制定すべきと思うが、
町長の考えを伺う。

答〔町長〕

財政力の低下は非常に憂慮すべき事態である。人口減少により税収が落ち込み、改善策としては企業の頑張りに期待したい。また新たな税源として企業誘致に尽力し、自主財源の確保に努めていきたい。新地方公会計制度導入による結果を公表することにより、情報の共有は図れるかと思う。将来的に必要であれば条例の制定を考えたいと思う。



川瀬 方彦 議員

質問 1

ふるさと納税について

問 税収が年々減少する中、私は自主財源の一つであるふるさと納税を積極的に活用する必要があると思う。平成27年度関ヶ原町への寄附金額は約60万円であり、全国では寄附金額35億円を超える自治体もある。この現実について町長の考えを伺う。また、今後どのように計画し、発信していくのか伺う。

答〔町長〕

本来の趣旨とは逸脱し、特典競争になっており、消費者好みの高価な特産品を提供する自治体に寄附が集まる状況

だと考えている。平成28年度からは観光協会会員の商品を提供することとし、ホームページなどで発信していく予定である。

再質問

人口対策、企業誘致をすぐに税収につなげるのは難しいが、税収にすぐ反映できる策がふるさと納税である。必ずしも特産品や商品を返礼しなければならぬわけではない。ソフト事業へ参加できる権利など関ヶ原らしいものも考えられるが、いかがか。

答〔町長〕

ふるさと納税をすることによる寄附やソフト事業へ参加できる権利は、非常にいい話だと思う。ぜひとも取り組んでいくこととしたいと思う。

再々質問

ふるさと納税は応援したい自治体、愛するふるさとへの思いを形にするものである。町外からもっと関ヶ原を応援してもらうために、職員全員が一丸となって考え、健全財

政の維持に努めてほしいと願う。ふるさと納税制度によって、この町の素晴らしさをもっと外へアピールできると思うが、方法等をいつまでに検討し、取り組むのか伺う。

答〔町長〕

この制度がある以上、少しでも多く納税していただくことは財政的にもメリットがあるので、今年度中に再構築したいと考えている。

質問 2

関ヶ原病院の経営改善について

問

経営改善に向けて取り組み関ヶ原病院において、この1年間で改善したことは何か。また、院内でどのような取り組みを実施してきたのか伺う。

答〔町長〕

1つめに「病棟稼働率85%」を目標に掲げ、医療福祉相談室の営業活動を強化したことで、全病床で前年度比77%から83.1%にすることがで

きた。2つめに在宅診療の強化として、末期がん患者の大垣市民病院からの受入れを断らないことをスローガンに対応した結果、病棟稼働率アップに繋がった。3つめにがん検診の胃バリウム検診を全て関ヶ原病院で行うことや胃カメラを導入したことにより受診率が向上した。

新年度からは病院長として島崎 信医師を迎えることとなった。新体制のもと、経営改善に向けて改めて取り組んでいきたいと思っている。



委員会報告

全員協議会

平成28年度の関ヶ原病院の運営について報告を受け、意見交換を行った。

議会運営委員会

第1回町議会定例会の会期日程等について協議した後、総務課長から提出予定議案の説明を受け、質疑応答を行った。



あなたも議会を
傍聴してみませんか。

6月定例会初日は

6月9日(木)

開催の予定です。

議会活動日誌

〔2月〕

3日 東海環状自動車道整備促進総決起大会
5日 第3回西南濃町村議会議長会及び揖斐郡町村議会議長会交流会
10日 廃棄物減量化推進協議会
12日 全員協議会
23日 議会運営委員会
25日 関ヶ原古戦場グランドデザイン・フォローアップ懇談会
26日 総合開発計画審議会

〔3月〕

1日 水道委員会
5日 病院運営審議会
第51回関ヶ原町老人大会
7日 わぎみの会総会
8日 中学校卒業式
15日 第1回町議会定例会初日
16日 議会勉強会
18日 関ヶ原合戦祭り実行委員会
19日 第1回町議会定例会最終日
20日 関ヶ原古戦場サミット
22日 街角案内ボランティア開始式
23日 不破消防組合議会定例会
24日 春の交通安全推進協議会
27日 岐阜県町村議会議長会第4回評議員会
29日 小学校卒業式
30日 関ヶ原町消防団任命式

〔4月〕

2日 不破郡戦没者慰霊祭
6日 小中学校入学式
9日 福祉推進員委嘱式
9日 岡崎市桜まつり
16日 関ヶ原町スポーツ少年団入団式
19日 関ヶ原町老人クラブ連合会総会
27日 関ヶ原町いきいきサロン連絡協議会総会
28日 関ヶ原町子ども会育成協議会総会



議会用語 解説コーナー

ここでは、議会で使われるさまざまな用語の中からピックアップして解説していきます。

◆定例会と臨時会◆

地方公共団体の議会の会議の種類は、定例会と臨時会があります。必要に応じて特定の事件に限って招集される臨時会に対し、付議事件の有無に関わらず定例的に招集される会議を定例会といいます。

関ヶ原町では定例会を年4回と定め、原則として3月、6月、9月及び12月に招集することとしています。議会の招集権者は首長ですが、臨時会は、議会運営委員会の議決を経て議長から請求があった場合、または議員定数の4分の1以上の者から請求があった場合は、首長は20日以内に招集しなければならないとなっています。

傍聴の際の注意点

- ・傍聴券の交付を受けたら、指定の場所に着席してください。
- ・議会の議事進行を妨げるような行為はおやめください。
- ・帽子の着用はおやめください。
- ・飲食、私語、談笑はおやめください。
- ・傍聴を禁止したとき、または会議の散会後は直ちに退場してください。
- ・傍聴される方は全て議長または係員の指示に従ってください。

